

おかげさまで 15周年を迎えることが できました！



理事長 弁護士 秋田智佳子



新年明けましておめでとうございます

2008年12月いわゆるリーマンショック時の困窮者相談会開催から15年、2011年12月のNPO法人認証から12年が経過しました。

この間、コロナ禍に見舞われ、広島駅エールエール地下広場での対面相談会ができなくなり、代わりに電話相談を続けてきましたが、昨年12月には、2021年3月以来、2年9か月ぶりに、大規模な面談相談会を広島市役所2階講堂に場所を変えて実施することができました。

13室（うち10室は広島市委託事業）しかない当法人シェルターの需要は高まるばかりで、予約待機いただくこともしばしばあり、スタッフも緊急を要する方をすぐに入室させてあげられないもどかしさを抱えています。

ほっとサロン（憩いの場）は、「ゆいぽーと」をお借りして、予約制で食事提供を行っており、月1回の看護師による健康チェックも好評です。

また、予約制で臨床心理士によるカウンセリングも行っています。こちらはイライラがなくなり気持ちが落ち着くと、皆さんから好評です。

従来の上記活動に加え、昨年1月18日付で、広島県住宅課から居住支援法人として指定を受け、昨年4月1日から居住支援活動を開始しました。4月から9月の居住支援相談は82件、入居実績は48件（いずれもシェルター利用者を含む）、アパートに移った後の支援は17件でした。もともと、シェルター事業を実施する中で、アパート探し、家具什器備品購入のお手伝い、シェ

ルターからアパートに移る荷物運びなどのお手伝いをしていましたが、シェルター利用者ではない方、生活保護ではない方からも、「連帯保証人を頼める家族や知り合いがいない」と多くの相談が県内各地から寄せられており、驚いています。

保証人がいない方は、連帯保証人に代わる「家賃債務保証保険」を活用します。

住居探しにあたっては、不動産業者に本人の希望を伝え、契約手続きを支援し、住居が決まったら、引っ越し手伝い、家具什器備品購入を支援します。

入居後のトラブルは、トラブルの内容をお聞きして、不動産会社と協力して対応しています。食料が切れた際の生活支援、食事会などのお便り発送や居場所提供による孤独・孤立の防止、生活相談・カウンセリング、携帯電話を持たない方への「リスタート携帯」の購入支援、精神科はどこに行けばよいかなどの情報も提供しています。

活動15年を迎え、当法人も知名度が上がり、さまざまな団体から問い合わせや支援要請を受けます。人的にも予算的にもできることは限られていますが、少しでも困った方のお役に立つよう地道に活動を続けていきたいと思っております。

皆さまのご支援を引き続きよろしく願いいたします。



生活保護裁判

名古屋高裁で画期的勝訴判決！

生活保護裁判を支援する会事務局長 弁護士 浅利陽子

11月30日、生活保護費の引き下げ処分が違法であると訴えた訴訟で、名古屋高等裁判所は原告の請求を棄却した第1審判決を取り消し、処分の違法性を認めるとともに、国家賠償（慰謝料）請求も認容する判決を言い渡しました。この判決は高裁での初めての勝訴判決という点だけでなく、その内容も画期的なものです。

まず、引き下げ処分が違法かどうかという点ですが、国は引き下げの理由として、①ゆがみ調整と②デフレ調整という2つの根拠を上げています。広島地裁は②の違法しか認めませんでした。名古屋高裁は①も②も違法と判断しました。①ゆがみ調整自体は専門家によって検討されたものですが、その検証結果を一律2分の1にして処理をし、そのことを国民等に隠していたことを「極めて不誠実」、「長らくブラックボックスにされていたという」ことは、判断過程の極めて重要な部分を秘していたものなどと厳しく批判した上で違法と判断しました。また、②デフレ調整についても、生活扶助CPIという独自の物価指数により生活保護利用世帯の生活実態と大きく乖離した下落率を導き出したことを理由として違法としました。

名古屋高裁の最も特徴的なところは、国家賠償請求まで認めた点です。裁判所は今回の引き下げ処分について、「客観的に合理的な根拠のない手法等を積み重ね、敢えて生活扶助基準の減額率を大きくしているもので、違法性が

大きい」とし、引き下げ処分を取り消すだけでは原告らの受けた

苦痛は取り返すことはできないとして慰謝料請求を認めました。慰謝料を認める理由付けの中で、「人が3度の食事ができているというだけでは、当面は飢餓や命の危険がなく、生命が維持できているというに過ぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であると言えないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的と言えるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能であることが必要であった」とし、「もともと余裕のある生活ではなかったところを、生活扶助費の減額分だけ更に余裕のない生活を、少なくとも9年以上という長期間にわたり強いられてきた」としました。このような判決は、原告の訴えに真摯に耳を傾けなければ書けないものです。

広島でも高裁での審理が始まります。名古屋高裁に続くことができるよう、原告団と弁護団が一丸となって活動していきますので、引き続きご支援をお願いします。



逆転勝訴に沸く原告側支援者

生活保護や貸付制度をもっと利用しやすく！

—広島市に対して申し入れ—

11月28日、反貧困ネットワークは、生活と健康を守る会と一緒に、広島市に対して生活保護をもっと利用しやすくするための改善を求めて、広島市の担当者と話し合いを持ちました。

特に私たちが求めたのは、

- ①生活保護基準を減額する前までの水準に早急に返すよう、市が国に強く求めること。
- ②「小口生活資金」の貸付制度を原資がないのを理由に、貸し出さないことのないようにすること。
- ③過去に利用したことがあるというだけの理由で、食料支援を断らないようにすること。

などでした。

この中で小口生活資金の貸付制度は、制度としてはあっても貸し付ける原資がないとの理由で貸し付けを断られることが多く、貸付制度としての体を成していません。そこで私たちは、本当に困った人のための制度にするために、原資そのものを増やすように強く求めました。それと同時に、貸し付けたものは返しても

らうのが当たり前で、貸し付ける際に返済計画をしっかり立ててもらい、焦げ付きが極力少なくなるように努力することを求めました。また、食料支援についても、もっと利用しやすいようにしてほしい旨の申し入れを行いました。

私たちは、このような話し合いを毎年数回行っていきます。今後とも粘り強く改善を求めていきたいと思えます。



広島市の担当者に申し入れ書を手渡す



生きがいとなった支援活動

シェルター卒業生 K夫妻

私たちは、年号が平成から令和に代わる2019年4月の終わりごろに広島にやってきました。それまでは大阪に住んでいたのですが、仕事が見つからず、広島に行けば何とかかなるかなとの思いで妻と一緒に来たのです。その後、以前お世話になっていた会社を訪ねたのですが、すでに倒産しており、途方にくれてしまいました。

旅館で過ごしながら職探しをしましたが、なかなか見つかりませんでした。残った所持金も少なくなり心細い思いをしていたとき、妻が10年ほど前にお世話になった反貧困ネットワークをネットで調べて連絡を取ったところ、たまたま出勤していた職員の成田さんにつながりました。そして事情を説明したところ、今はシェルターが満室なので、シェルターが空くまで過ごせる方法を考えようと提案してくれました。今でも忘れることができませんが、連休の真ただ中の5月3日、成田さんと八丁堀で待ち合わせをしました。そのとき所持金はほとんどなかったので、数日間ホームレス支援団体の施設を転々としながらしのいだ後、ようやく反貧困ネットワークのシェルターに入ることができました。そこには風呂やテレビもあり

食事配達されるので、本当にありがたくて心底ほっとしました。

4年ほど前に、反貧困ネットワークの「ほっとサロン」の場で知り合った人の紹介で「大人食堂」に行くようになりました。それはホームレスの人や食べるものに困っている人に食事を提供するところです。コロナ禍前まで、私たちはそこで来た人たちと一緒に食事の提供を受けていましたが、しばらくするとスタッフの人から、食事を作るのを手伝ってほしいと頼まれました。もともと作るのが好きだったこともあり、ふたつ返事で引き受けました。妻もご飯を炊いたり、洗い物をしたりして手伝いました。コロナが広がってからは、食事会が中止され、弁当を作って配るようになりました。時々その数が足りなくなることもありましたが、食べた皆さんから「おいしかったよ!」と声をかけてもらい、スタッフの皆さんからも頼りにされ、私たち夫婦にとって反貧困ネットワークや大人食堂での手伝いは、今や生き甲斐となっています。



支援者からの年の瀬寄付

年の瀬を迎え、利用者の方々と、毎年私たちの活動を気に掛けて下さっている方から、恒例の食材寄付をいただきました。物価が高騰する中、こうした食材の提供は本当に助かります。12月22日、最後のお食事会で皆さんに提供しました。



年末年始に心も体も温まる食材の寄付

広島アライアンス教会からのクリスマス寄付

広島アライアンス教会から恒例の年末クリスマス寄付をいただきました。私たちの活動をいつも支援し、スタッフの健康を祈ってくださっているとのことでした。

私たちは皆さんのこうした支援に支えていただき、活動を続けることができている。ありがとうございます。

いつもありがとうございます



クリスマスに向けて「サンタクロース」から届いたお菓子の山

初めて広島市役所講堂で開催

2年9か月ぶりに面談相談会実施！

昨年12月5日に広島市役所2階講堂で相談会を実施しました。面談29件、電話5件、合計34件の相談が寄せられました。半地下だった広島駅エールエール地下広場と違い、暖房の効いた部屋で相談できたので、相談者の方からゆっくりとお話を聞くことができました。

相談内容は、借金が一番多く、その内訳も税金の滞納、ヤミ金からの借入れ、家賃滞納、年金生活融資、時効にかかった借金など様々でした。また生活保護に関しても、8つの生活保護（生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭）のうち、住宅扶助についての相談や、働き始めたことによる生活保護費の見込み支給が生活できないほど少ない金額であることなど、利用者と担当ケースワーカーの意思疎通の不足に起因すると思われるものがありました。

市役所講堂という立地の関係で、中区役所に本人と一緒に相談に行くことができ、また、中区役所や中区くらしサポートセンターの職員と一緒に相談に来る人もあるなど、便利さを感じました次回は3月19日（火）に、同じく市役所2階で相談会を実施する予定です。

(相談種別)

性別 女性17名、
男性15名、不明2名
年齢 10代1名、
20代0名、30代2名、
40代3名、50代7名、
60代6名、70代6名、
80代3名、不明6名



広い会場全体を使って行われた相談会

(相談内容)

借金11名（税金滞納、ヤミ金、年金担保融資、時効などを含む）、相続4名、こころ3名、賃貸借3名、生活保護3名、人間関係（家族関係を含む）2名、住まい2名、貸金・投資2名、離婚1名、損害賠償1名、過払1名、賃貸修繕1名、私道1名、生活苦1名、介護1名、障がい者手帳1名

(相談契機・媒体)

法テラス15名、チラシ4名、紹介4名、くらしサポートセンター2名、通りがかり1名、ネット1名

反貧困ネットワーク広島
シェルター利用状況

2009年5月1日から2023年12月31日まで

(単位：世帯)

年代	男性	女性	合計	
10代	9	20	29	
20代	179	75	254	
30代	303	68	371	
40代	380	98	478	
50代	310	65	375	
60代	212	44	256	
70代	106	32	138	
80代	16	10	26	
不明	16	27	43	
合計	1531	439	1970	
単身	1,825	夫婦43	親子98	その他4

シェルター利用者数の推移 (単位：世帯)

年度	利用者数	備考
2019	166	コロナ前
2020	157	コロナ禍
2021	143	〃
2022	125	〃
2023	106	4月～12月まで

●寄付のお願い

- 米（玄米も可）、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラシ・カミソリなどのアメニティ
- 炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

今後の相談会の予定

- ・2024年3月19日（火）10時～16時
暮らしとこころの総合相談会（広島弁護士会主催）
（面談・電話）
※会場 広島市役所2F講堂
- ・2024年6月4日（火）10時～16時
暮らしとこころの総合相談会（反貧困ネットワーク主催）
（面談・電話）
※会場 広島市役所2F講堂

シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ
平日10:00～17:00 電話082-545-7709 または 電話090-4890-1579
居住支援センターは 電話082-545-7705 まで

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15
NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員（個人）年会費2,000円
- 正会員（団体）年会費5,000円
- 賛助会員（個人）年会費5,000円
- 賛助会員（団体）年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

